

志木第二中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 市基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する(法第13条)。
- ② 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ③ 学校基本方針を策定した後速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努める。

3 いじめ防止等に取り組む組織

- ① 学校は、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等から構成される組織を設置する(法第22)。
週一度の生徒指導部会(いじめ防止委員会)を入れる。
- ② 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ③ 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの未然防止

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権を尊重する教育を推進する。
- ③ 生徒一人ひとりを大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気、規律を大切にした学級経営をめざす。
- ④ いじめ防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- ⑤ 生徒、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

- ⑥ 組織で教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。

5 いじめの早期発見

- ① 日常的に生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ② いじめの実態を適切に把握するため、アンケート調査、生徒との面談、その他の必要な措置を講ずる。
- ③ 生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに関わる悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

6 いじめへの対処

- ① 学校は、いじめに関わる通報を受け、生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。
 - ア いじめを受けた生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援。
 - イ いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言。
 - ウ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- ② いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講じる。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署との連携を図る。

7 学校基本方針の評価・検証

学校は、いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態(法第28条第1項)

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 教育委員会又は学校による調査等

- ① 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長

に報告する(法第30条第1項)。

- ② 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する(法第28条第1項)。

なお、学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。

- ③ 調査は、必要に応じて教育委員会に設置した志木市いじめ防止対策委員会が実施する。
- ④ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に関わる必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ⑤ 教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

(注) 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。